

**平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会
第 1 回会議要旨**

<開催日>

平成 26 年 6 月 24 日（火）

<場所>

第一分庁舎 6 階 演習室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

平野部会長、金澤委員、小山委員、小菅委員、鱒沢委員
事務局（4 名）

中山行政管理課長、羽山主査、榎本主任、松本主任
説明者（2 名）

学校運営課長、教育支援課長

<開会>

【部会長】

平成26年度第1回第2部会を開会します。

今回から4回にわたり経常事業評価に係るヒアリングを実施します。

本日は学校運営課の所管する経常事業123「普通学級の管理運営」、経常事業127「就学援助（小・中学校）」及び経常事業129「学校保健の管理運営（小・中学校）」並びに教育支援課の所管する経常事業120「教育センターの運営」及び経常事業131「女神湖高原学園の管理運営」の計5事業が対象です。

初めに学校運営課の所管する事業についてヒアリングを行います。

学校運営課長よろしくお願いします。

<委員紹介>

【説明者】

よろしくお願いします。

<説明者紹介>

【部会長】

ヒアリングに入る前に、本会の趣旨についてご説明します。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けています。第2部会のテーマは「福祉、子育て、教育、暮らし」です。

平成24年度より経常事業評価が本格的に実施され、本年度で3年目となります。

外部評価委員会では、今回内部評価の対象となった経常事業のうち「経常事業評価Ⅰ」の113事業の中から、57事業を抽出して評価します。外部評価する事業は全てヒアリングを実施します。

本日は、一つの事業につき30分の想定でヒアリングを行います。前半15分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めます。

説明は以上です。続いてヒアリングに入ります。

初めに経常事業123「普通学級の管理運営」です。事業のご説明からよろしくお願いします。

【説明者】

はい。

初めにこの事業の区政における位置付けについてご説明します。

まちづくりの基本目標の一つに、Ⅱ「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」があります。これを実現するための個別目標の一つに、3「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」があります。さらに、この個別目標を実現するための基本施策の一つに、②「学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり」があり、本事業はこの基本施策に位置付けられています。区政における位置付けについては以上です。

次に、本事業の概要をご説明します。

現在、区には小学校が29校、中学校が10校あります。これらの適正な維持管理及び運営を図るために展開している事業です。ちなみに、児童・生徒数は、小学校が8,013名、中学校が,821名です。

具体的には、電気、ガス、水道等公共料金、日常出てくる廃棄物の処理、土地が国有地や民有地の学校については借地料、机や椅子をはじめとする消耗品や備品を計上・整備することによって、児童・生徒の学習できる環境を確保しています。いずれについても教育委員会事務局が一括して経費を計上し、一部は各学校に配分することにより、確実かつ効率的な経費を確保しています。光熱水費については学校運営課が一括して管理執行しています。また、節電・節水を含め、効果的・効率的な使用の啓発も行っています。学校によっては東京電力以外の新電力事業者（以下「PPS」という。）からの電気の購入により経費の節減を図っています。備品・消耗品等日常的に使用するものについては、小・中学校に対して年度当初に予算配分等を行い、学校で支払ができるようにしています。廃棄物等については、学校運営課が一括して支払っています。

予算事業は、予算事業123-1「普通学級の管理運営（小学校）（一般管理費・光熱水費・借地料）」及び予算事業123-2「普通学級の管理運営（中学校）（一般管理費・光熱水費・借地料）」の二つです。

事業の目標・指標については、経常的に必要な経費を計上するという事業の内容から、指標の設定にはなじまないため設定していません。

事業経費については、平成23年度から平成25年度まで毎年度10億円程度の経費になっています。

事業概要については以上です。

次に、評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、区立学校ですから当然に、サービスの担い手として区が経費を負担することは「適切」と評価しました。

「効果的・効率的な視点」については、備品・消耗品等について、年度当初に各学校に配当していること、効果的・効率的な購入をするよう、校園長会、副校園長会等機会を捉えて働き掛けるとともに、決算等を確認し、適切でない使い方をしていた場合には注意喚起をしていること、電気についてはP P Sを導入するなど経費の節減と環境負荷が少ない電力の購入に努めていることなどから「適切」と評価しました。

「総合評価」については、学校教育法の位置付けから、区立学校の設置者である区が、その経費を適切に負担していること、学校運営に必要な基本的環境を整備していることなどから「適切」と評価しました。

「事業の方向性」は「継続」です。「改革・改善」の内容としては、備品・消耗品の購入に当たっては、引き続き同等品ならば割安になる物品を購入するよう、各学校に働き掛けと情報提供を行っていきます。また、光熱水費についても、できるだけ割安な民間事業者から購入していきます。それから、区はI S O14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得しておりますので、その観点からも、節電、節水を働き掛けていきます。特に、これからの夏場については水、電気共に使用量が多くなりますから、機会を捉えて注意を喚起するとともに、コスト意識の徹底を常に図っていきます。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では質疑応答に移ります。

区立小・中学校の管理運営の事業ですから、事業費に人件費は含まれないという理解でよろしいのでしょうか。

【説明者】

はい。

【部会長】

あくまでも建物の管理運営と、備品・消耗品の購入及び維持管理ということですか。

【説明者】

建物についてはまた別の事業になります。本事業は、日常的な備品・消耗品や、光熱水費、借地料等の支払など、建物の管理以外の部分になります。

【部会長】

分かりました。

では各委員からご質問をお願いします。

【委員】

区立学校は、学校施設としてだけでなく、区民の生涯学習活動の場としても大変大きな役割を担っていると思います。しかし、生涯学習として学校を使う際に、節電・節水といった環境への配慮への働き掛けという話はほとんど聞きません。まず確認したいのですが、生涯学習活動等のために区民が使用する際にも、光熱水費等は学校の負担になっているのでしょうか。

【説明者】

学校側が負担しています。土日や夜間用に別のメーターがあるわけではなく、設備一体として管理していますから、支払も一体的になっています。ご指摘のあった生涯学習のための休日・夜間の学校開放については、区の外郭団体である公益財団法人新宿未来創造財団が運営していますので、今後、未来創造財団とも相談しながら、区民の皆さんがご不快にならないような程度で、ご協力を働き掛けていかなければならないかと思います。

【委員】

メーターの関係があるのですね。

【説明者】

そうですね。メーターは分離できませんし、時間区分では無理ですから、どうしても一体的になります。

【委員】

生涯学習で区が貸し出している学校施設と同様のものを、例えば私立の学校で借りようと思うと、区の数百倍の使用料を請求されることがあります。その最も大きな要因は光熱水費です。学校施設を一日借りようと思うと大変高額な光熱水費がかかるとのことなのです。逆にいえば、それだけの負担を区に掛けているのだということを、利用する区民もしっかりと理解しなければいけないと思いますね。

P P Sからの電力購入というのは実際に行っているのでしょうか。

【説明者】

はい。現在のところ、区では新宿中学校を除いた全ての小・中学校及び養護学校が「東京エコサービス株式会社」（以下「エコサービス」という。）又は「株式会社エネット」（以下「エネット」という。）から電力を購入しています。エコサービスは23区の清掃一部事務組合が60%出資している会社です。そのため、23区還元という意味もあり、低廉な電力を購入することができます。ただ、エコサービスについては供給できる電力量について各区に割当てがありますので、現状では全ての学校に導入することはできません。そのため、エネットからも電力を購入しています。

ただ、P P Sの側にも、電力を供給することのメリットがなければ当然ですが電力を供給できません。これは施設ごとに負荷率、使用電力、施設の規模など、少し難しい計算式によって試算するのですが、それを基にP P Sの側から出される希望に対し、区からも要望し、交渉する中で、新宿中学校を除く全校がP P Sを購入しているところです。平成25年度でいいますと、全体で1,000万円程度電気料金が削減できている計算になります。

【委員】

それは大きいですね。

一部の特別出張所では自家発電をやっているようですが、学校等でも将来的にこのような取組を行う予定はあるのでしょうか。

【説明者】

例えば太陽光発電などは、建て替えになった愛日小学校や新宿区西戸山中学校など、新しいところには導入するようにしています。

しかし、自家発電については、かなりの場所をとること、メンテナンスに相当な費用がかかることなどから、現状では困難だと考えています。

【委員】

採算的にね。

【説明者】

そうですね。ただ、課題としては認識しています。

【委員】

分かりました。

【部会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

今年は、6月で既に30度を超える日があるなど大変な暑さになっています。節電ももちろん大切ですが、子どもたちにとっては、快適な環境で学ぶことがとても大事だと思います。また、熱中症予防など健康管理の観点からも、子どもたちが安全・安心に勉強できる環境が確保されなければいけません。この点についてはお願いしたいと思います。

【説明者】

おっしゃるとおり、子どもたちの学習環境及び健康管理があつての節電だと思っています。当然、管理者たる学校長、副校長も認識しておりますし、我々としても現場の状況をよくわきまえた対応をお願いしています。

それから、節電に関してはコツのようなものがございまして、基本料金というのは、前年度のピーク時の使用電力を基に設定します。ですから、全体の使用電力をいくら削っても、ピーク時の使用電力が高くと、もう翌年1年間高い基本料になってしまいます。ですから、ピーク電力が低くなるように、例えば分散して使用などすれば、それは事実上の節電にもなるのです。そういった情報も適宜学校に提供しています。学校もかなり関心を持っており、問合せを受けています。

【委員】

基本料金は本当に大きいですからね。

【説明者】

はい。

【委員】

太陽光発電については日照などの条件にもよりますが、費用対効果によって導入していくということなのでしょうか。

【説明者】

そうですね。イニシャルコストとランニングコストを見ながら検討します。現在導入している学校では、天気にもよりますが一部屋から二部屋分程度の電力を賄っています。

【委員】

学校で生徒とお話をする機会があったのですが、非常に節電の意識が高いことに驚きました。教室の空調もできるだけ使用しないようにしているようです。一方で、職員室は寒いくらいに冷房が効いており、児童・生徒の方が意識が高いように感じました。児童・生徒だけでなく職員への働き掛けもお願いしたいと思います。

学校照明のLED化についてはどのようなになっているのでしょうか。

【説明者】

建て替えなど新しい施設については最初からLED対応にしています。それ以外については、電気だけを変えるのも非効率ですから、教室の改修などの機会を捉えて、順次にLED化を進めています。

【委員】

相当違いますよね。

【説明者】

ランニングコスト的にはそうですね。

【委員】

それから、備品・消耗品の整備について、「効果的・効率的」のところに「備品・消耗品の整備については、学校ごとに一律に予算を配当するほか、学校の児童・生徒数や学級数などの規模の差を考慮しつつ、予算配当を行っています。」とあります。一律に配当するのに児童・生徒数なども考慮するという、この辺りをもう少し詳しくご説明ください。

【説明者】

基本的な配当部分と学校規模等による配当部分がございます。

例えばコピー代などは学級数に準じての配当になっています。また、一般備品購入費は一校当たり基準額が32万5,000円に加え、一学級当たり2万2,000円で計算しています。学校の規模が小さいからといって備品が要らないということではありませんから、基本的な部分と学級数に応じた部分に分けて配当しているということです。

また、学級数だけでなく、例えば大久保小学校には日本語学級がありますから、そこに別途プラスアルファするなど、各校の事情に応じた配当を行っています。

【部会長】

区立学校におけるエレベーターの配備状況はどのようなになっていますか。また、障害者用トイレの整備状況はどのようなになっていますか。

【説明者】

新校については、エレベーターは全部付けています。また、ハートビル法もありますから、その観点からも大きな車椅子が入れるようなエレベーターを完備しています。ただ、既存の学校については、既存不適格として、建設当時の基準に従ったものになっています。改修するためには、そこだけでなく全面的な見直しが求められることや、建築当時の設計構造からエレベーターをビルトインするのは厳しい施設が多いことなどから現状での対応は困難となっています。ただ、段差についてはできるだけ解消を図っています。

【部会長】

確かにハード物は難しいとは思いますが。ただ、普通校であっても障害の方が利用されるということや、地域の防災拠点であること、学校開放等が行われていることなど、子どもたちだけではなく、障害をお持ちの方を含め様々な方が利用されることを考えると、やはり必要になると思います。学校はいわば地域の共通、共有の財産ですからね。一方で、改修を行えば当然コストが膨らむわけですから、なかなか厳しい部分があることも理解できます。

【説明者】

そうですね。

また、財政的な面はともかく、物理的な制約がかなり厳しいです。

【部会長】

確かにそうですね。特にエレベーターは、建物が耐震構造でないと持ちこたえられない。

【説明者】

そうなんです。阪神・淡路大震災以来、全校を耐震診断し、耐震措置を行いました。そのときの構造に合わせて耐震設計していますので、改修を行うためには全部設計をし直さなければならないという難しさがあります。ですから、今回の愛日小学校のように建て直すときに入れていくということです。

【部会長】

区民に対しても、単に子どもたちの理解だけではなく、社会的な地域の財産としてコストがかかっているという理解を求める必要があると思います。

【説明者】

はい。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。では経常事業123については以上とします。

では続いて経常事業127「就学援助（小・中学校）」についてご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

区の施策における位置付けについては、経常事業123と同様、基本施策②「学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり」の下にある事業です。

教育基本法や学校教育法などにに基づき、経済的事由により就学困難な要保護・準要保護世帯の児童・生徒及び特別支援学級の児童・生徒の保護者に対して学用品費、給食費、校外教授費

等の各種援助を行うことで、円滑な義務教育の実施と、全ての児童・生徒が充実した学校生活を送ることに寄与している事業です。

具体的には、まず各学校を通じて全ての児童・生徒に就学援助の受給申請書をお配りし、希望する保護者から学校へご申請いただき、生徒等が基準に当てはまった場合に補助を行います。

補助対象者は、現在生活保護を受けている、いわゆる要保護者の方、前年度若しくは当該年度に生活保護に基づく保護が停止又は廃止になった方及び前年度の世帯所得が平成24年度生活保護基準額の1.2倍を下回る所得世帯、いわゆる準要保護者の方です。これは、生活保護基準の切下げの影響が及ばないように切下げ前の基準に合わせているものです。

支給方法については、学校給食費等は原則としてまず保護者が学校に支払い、区が一年間分を後払いする形です。学用品、通学用品、新入学用品等は、保護者が必要なものを適宜購入し、区は年度内に2回定額で支給しています。校外教授費、社会科見学費については、まず保護者が学校へ支払い、区は行事実施後に支給します。事業概要については以上です。

次に評価の内容についてご説明します。

目標・指標については、義務教育にかかる支払に困窮する家庭への金銭給付を通じて、児童・生徒が安心して義務教育を受けられるように支援することが目標になっている事業ですから、活動指標及び成果指標の設定は困難だと考えています。

「サービスの負担と担い手」については、学校教育法等で就学困難な学齢児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行うことが市町村の義務になっていますから、区が実施主体となることは「適切」です。また、社会的な経済状況から困窮する家庭が年々増加する傾向がありますので、義務教育を十分に達成するために、本制度には意義があると評価しています。

「効果的・効率的な視点」については、申請書の審査から認定、支払まで、手作業が多くあったものを、今年度システム化を図りました。それから、申請時に必要だった課税証明等の提出が、区の税務課とシステムでつなげ、申請時に同意をいただくことで必要なくなるなど、効果的・効率的な運用に努めており「適切」と評価しました。

「目的又は実績の評価」については、年々受給者が増えていることは少し頭の痛いところではありますが、義務教育の観点から必要な事業だと評価しています。

「総合評価」についても、必要不可欠な制度で、区の責務でもあることから「適切」に実施していると考えています。

「事業の方向性」は継続です。「改革・改善」の内容としては、就学援助制度を必要としている保護者に周知漏れがないように、学校を通じた申請書の配布のほか、区のホームページや広報しんじゅくでの周知に加え、学校案内冊子等で周知の機会を増やすなど工夫に努めます。

事業の性質から「類似・関連」「受益者負担」「協働」はいずれも対象外です。

説明については以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ご質問等のある方はどうぞ。

【委員】

生活保護を受けている世帯については、申請しなくてもそのまま入ってくると思いますので、準保護世帯の方にどう結びついていくのかが重要だと思います。現実的に、生活保護基準の1.2倍というのは義務教育を行う上で結構厳しい収入だと思います。なので、やはり子どものためにも確実にこの事業を活用していただく必要があると思いますから、申告漏れがないように、そこも含めた十分な周知が必要でしょう。その辺りはいかがでしょうか。

【説明者】

そうですね。ご指摘のとおり、周知内容にも工夫が必要だと考えています。

所得が一定以下の方には申告義務が課されていませんから、そういった方には申告書等が送られないこともあり、申告の習慣がない方は、特に若い方では結構いると思います。申請はされたけれど申告がない方には、私どもからご申告いただくよう、お手紙などをお願いしています。

【委員】

通知の内容が結構難しいと思います。

誰もが読み書きのきちんとできる方というわけではなく、特に、収入に不安のある方や生活に不安のある方ほどそういう方の割合が高いと思います。税情報とのリンクなど事務上の工夫はかなりされていて、受けやすくなっているとは思いますが、このようなところでも配慮をしていただければと思います。

【説明者】

はい。工夫の余地があると私どもも感じています。

【委員】

特別支援学級奨学奨励費給与については、収入面等についても更に細かい支援をされているようで、この点は高く評価しました。今後もよろしくお願いします。

【部会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

教育基本法、学校教育法等で法的にきちんと位置付けられている、経常事業の典型だと思います。それらの法律に基づき、15もの予算事業による大変重層的な支援がきちんとされていると思います。他区や他自治体でもこれだけの支援をされているのでしょうか。都道府県によってかなり差があるようにも聞いています。

【説明者】

そうですね。

例えば、生活保護基準の切下げについて、当区は準要保護者の方も対象にしましたが、これを行っていない自治体は特別区の中にもあります。

それから、報道によれば全国の公立小・中学生の15.64%、155万人が就学援助の対象者になっているようです。これに対し、当区の受給率は平成25年度現在で26.7%ですから、全国平均

より10ポイント程度高くなっています。

【委員】

高いですね。

【説明者】

高いです。また、小学校は22.8%ですが、中学校は37.1%と、小学校と中学校でかなりの差があります。この大きな要因は進学です。中学に進む際、小学生の3割程度が国立や私立に進学します。特に私立校に進学するには、当然公立より多くの学費がかかりますから、進学されるお子さんの多くは、ある意味では裕福なご家庭の方です。そのため、受給率の差が出てきているのではないかと分析しています。

【委員】

これだけ重層的な就学援助をしながらも、メディアは盛んに親の経済格差で子どもの就学、特に進学格差に歯止めが掛からないと報道しています。例えば、親の収入が200万円以下の子どもが、非常に進学が難しく、4人に1人がその対象だなどと報道されています。実態はどうなのでしょう。

【説明者】

年間の推移を見ますと、例えば5年前の小・中学校の認定率が22.8%だったのに対し、25年の計でいうと26.7%となっていますから、激増ではないのですが、毎年少しずつ増えている傾向にあります。

【委員】

学用品費給与は、現金給付ですか。

【説明者】

現金です。

【委員】

疑うわけではありませんが、本当に子どもの学用品のために使われているのかをどのようにチェックしているのでしょうか。

【説明者】

給付は口座振込みで行っていますから、実際に学用品に使ったのかをチェックするのはなかなか難しい部分があります。学用品と一口にいても、実際にどのようなものが足りていないのかは人によって違います。筆箱などもない方から筆記用具程度はそろっている方までいますから、その中で取捨選択していただくという要素もあり、現金給付でやっています。ちなみに、このやり方についてはほとんど全国的に同じです。

【委員】

現物給付はないのでしょうか。

【部会長】

あの子は就学援助受けているということが分かってしまうので、現物は難しいでしょう。

【説明者】

おっしゃるとおりです。

【委員】

それは避けたいですね。

【委員】

そうすると信じるしかないですね。

【説明者】

学用品等についてはそうなります。

逆に修学旅行などは実費で、終わってから支払うようにしています。というのは、中学校などのグループ活動はみんな一律ではないのです。グループによって行く場所が若干違ったりするものですから、一律の支払にすると過不足が出てしまいます。なので、心苦しい点はありませんが、グループ活動の申告も含めて後日支払としているところです。

【委員】

外国籍の子どもも対象ですか。

【説明者】

対象です。

【委員】

若い保護者に生活能力が非常に低い方が増えているように思います。学校から書類を出しても、その内容が分からない、読めない、当然出すこともできない。また、それを問題、課題ということも分からない状況にある方がいると思います。周囲がこのような方に寄り添いながら、分かってあげながら、一緒に書類を作って支援に結びつけていくことは困難な時代ですから、とても大変なことです。行政には、システムを作るだけでなく、そういう意味でのきめの細やかさが求められると思います。子どもに罪はないので、今後も手厚く、いろいろな形での支援をお願いします。

これは教育扶助ではないのでしょうか。

【説明者】

はい。教育扶助とは別です。

【委員】

医療費給与というのがありますが、小・中学生の医療費というのはそもそも無料ですよ。

【説明者】

おっしゃるとおり、新宿区には子ども医療費助成という制度がありますし、病気によっては難病の医療券が東京都から出されますので、基本的に医療費は無料です。ただ、例えば旅行等で都外に行って現地の医療機関で受診する場合などに、一部この制度が効かないところがあります。そのような状況に備えての制度となっています。

【委員】

分かりました。

【部会長】

委員からもご意見のあったとおり、子どもに罪はないわけです。世帯の貧困の責任は子どもには当然ないし、子どもは家を選べないわけですから、教育の保障をきちんとする非常に重要な事業だと思います。

新宿区の受給率は全国的に結構高いようですが、東京都内でも上位なのでしょうか。

【説明者】

中位前後になります。

【部会長】

高いと50%に達するところもあるようですから、本当に深刻な状況になってきていると思います。そういった意味でも、今後この事業の継続をしっかりと保障していくことが課題だと思います。

それと、委員からご指摘があったとおり、本当に必要とする人たちほど書類を読む、書く力がなかったり、説得できる力がない傾向にあります。現在では、困ったらスクールソーシャルワーカーにご相談くださいとか、そういうことをしないと拾えないのかもしれないですね。その辺の配慮が必要だと思います。

それから、先ほども少し話題になりましたが、就学援助や生活保護を受けている家の子どもが差別やいじめにあわないよう、プライバシーをしっかりと保つことが必要になってくると思います。

【説明者】

はい。申請書を全員に配るなどの工夫をするなど、その辺は学校側も本当に注意を払っています。

【部会長】

そうですね。

通学費給与について、基本的に区立小・中学校の通学には通学費は発生しないと思いますので、ご説明をお願いします。

【説明者】

通学費給与については、情緒障害等通級指導学級の方で、かつ公共の交通機関を利用して通学されている方に対して、その実費を補助する制度です。そのため、対象者がそもそも少なくなっています。そのため、年度によっては利用者や対象者が全くいないこともあります。

【部会長】

分かりました。

ほかにはよろしいでしょうか。

では経常事業127については以上とします。

続いて、経常事業129「学校保健の管理運営（小・中学校）」について、ご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

区政における位置付けについては経常事業123及び経常事業127と同様です。

本事業は、学校保健法に基づく小・中学校の児童・生徒の健康管理及び学校環境衛生の維持改善を図るため、就学時健康診断や定期健康診断などを実施している事業です。

近年、児童・生徒や学校を取り巻く環境の変化は著しく、それにより、運動不足、偏食、生活習慣、夜型化、生活習慣に関連した健康問題であるアレルギー疾患など、児童・生徒の心身の健康を阻害する要因が幾つも出てきています。また、全国的に対策が必要となる麻疹や感染症への対策の必要性も指摘されています。

そのため、新宿区の学校保健において、各種疾病の予防、発見、早期治療を図るため、各種検診事業を実施しています。学校保健の中核を担うのは、各学校に配置している内科医、眼科医、耳鼻咽喉科医等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師です。彼らを中心として、各学校で定期健康診断を初めとした保健指導、健康相談等を行っています。

具体的には、毎年4月から5月に実施している定期健康診断、その際に併せて行う結核検診、心臓検診及び腎臓検診、脊柱側弯症検診、寄生虫卵検査、小児生活習慣病予防検診、就学時健康診断等を行っています。

事業の目標・指標としては、成果指標の設定はなかなか難しいところですが、活動指標として、小児生活習慣病予防検診の実施数について、平成25年度では年間を通して14日のところを、平成29年度に20日にすることを目指します。

事業経費としては、毎年度約1億5,000万円程度を費やしています。

事業概要については以上です。

次に評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、区立学校の設置者たる区が、公費により、児童・生徒の健康の保持・増進を図ることは「適切」と評価しました。

「効果的・効率的な視点」については、高度な専門技術等が必要なため、医師会学校医会、歯科医師会学校歯科会等との綿密な連携により効果的・効率的な学校保健に努めており「適切」と評価しました。

「目的又は実績の評価」については、学校医等の全校配置は法令に定められていること、様々な法定の検診に加えて、小児生活習慣病予防検診を時代の変化に合わせて実施し、健康保持の増進に努めていること、害虫駆除や空気中化学物質の測定等、安全な学校環境の取組を行っていることなどから「適切」と評価しました。

「総合評価」については、この検診・検査を全小・中学校で実施することにより、児童・生徒の健康保持の増進を図ることができるため「適切」と評価しました。

「事業の方向性」は「継続」です。「改革改善」の内容としては、小児生活習慣病の検診など、法定項目ではない区独自の判断で実施しているものについては、引き続き必要性や検診対象の合理性について考えていく必要があります。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

これも、区独自の部分もありますが、基本的には各種法令で行う必要のある事業ですね。

【説明者】

そうですね。法令で定められたものです。

【部会長】

ご質問等をどうぞ。

【委員】

子どもの生活習慣病検診は希望制ですか。

【説明者】

はい。小・中学校を通じて全児童・生徒にお知らせし、保護者からお申込みをいただいた方のみ受診します。

また、検診に当たり、小学校児童については必ず保護者にご同伴いただきます。中学生については保護者の同意書をお持ちいただかないと受診ができません。この辺りも併せてお知らせしているところです。

対象者は小学校4年生から中学校3年生の希望者です。

【委員】

小・中学生で生活習慣病という方は、実際にはどの程度いるのでしょうか。

【説明者】

正確な数は把握していませんが、潜在的には年々増えているといわれています。文部科学省等からも、各自治体に対して生活習慣病予防の取組を充実するよう要請が来ています。そのようなこともあり、本区ではこういった独自の対応をとっています。

【委員】

かなりユニークですね。

【説明者】

はい。

早期にそういった病気の芽を摘むことができるよう、なるべく多くの方に受診していただくため、各指定の医院での検診又は年に2回、教育センターでの集団検診により実施していますが、採血がありますので嫌がるお子様もかなりいます。また、前日の夜から食事をとれないなどの制限もありますので、希望制にしています。

【部会長】

7月から8月ということは、夏休み中にやっているんですね。

【説明者】

そうですね。大体6月の後半から7月に各医院で実施し、その後に集団検診を行っています。今年度は7月末と8月末に、教育センターで実施する予定で医師会等と調整中です。

【部会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

AEDを設置しているとのことですが、これはどのくらい学校にあるんですか。

【説明者】

40校全校です。

幼稚園については、併設園については学校にありますので、唯一の独立園である西戸山幼稚園には設置しています。なので合計で41校園になります。

【委員】

AEDというのは、児童・生徒も使えるのでしょうか。

【説明者】

使ってはいけないということはありませんが、そのための授業や講習会等を行っているものではありません。

使用する対象については、児童・生徒を主眼に、教員、それから学校の近隣で何か起こったときのため、AEDがある旨の表示を各校の入り口にしています。

現在のところ稼働したことはありませんが、救急救命講習等を実施し、もしもの際に備えています。また、当然、パット等も経年劣化しますので、パーツの交換やバッテリーの点検などに経費がかかっています。

【委員】

いつでも使えるように、訓練しておくことが重要ですね。

【説明者】

はい。各校で実施する救急救命講習だけでなく、教育委員会でも夏休みに教職員向けの訓練を主催しています。そこでは、AEDのほか心臓マッサージ、気道確保、マウス・ツー・マウスなどの訓練を行っています。ただし、マウス・ツー・マウスについては可能な状況に限られますので、先生や講師の方も心臓マッサージとAEDで何とか命をつないでくださいと教わっています。

【部会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

小児生活習慣病について、希望制とのことですが、身長と体重の比率などその他の検診の結果から受診が必要とみられるお子様については受診を勧奨した方が良いのではありませんか。

【説明者】

そうですね。今後検討する必要があるとは思いますが、ただ、先ほどもご説明したとおり受診者にも大きな負担がかかるので、義務化することは難しいと思います。専門は医師会になりますので、新宿区医師会の担当の先生方と今後協議していきたいと思っています。

【委員】

よろしくお願いします。

寄生虫卵検査については、現在はぎょう虫の検査だけですよね。

【説明者】

そうです。

【委員】

それも基本的には廃止の方向にいくと伺っていますが。

【説明者】

はい。

今年度文部科学省が法令改正し、平成28年度から法定の検査でなくなることは確定しました。

区として独自に行うことは可能です。新宿区は、現時点でも法定では小学校3年生までとなっているところを6年生まで全員やっていますが、平成28年度以降もそのままやるのか、見直すのかは判断が必要です。ただ、平成25年度に第2次検査の対象者がいたこともありますので、本当にやめても良いのかには慎重な判断が必要です。今後医師会や学校医の先生方と検討をし、平成28年度からに備えたいと思っています。

【委員】

そうですね。

私見になりますが、検査をゼロにするというのはいかがなものか、小学校6年生までとはいわずとも、学年を限定してでも、どこかでチェックしていただければと思います。

【委員】

確かに、平成23年度、平成24年度とゼロだったものが、平成25年度に10人いたわけですから、チェックはできるようにしておきたいですね。

【説明者】

おっしゃるとおり、区としてもずっと第2次検診の対象者が昨年10人にいたことについては、今年度の結果を見る必要も当然ありますが、このことも踏まえた対応が必要だと考えています。少なくとも国が決めたからといって、機械的に外すという選択肢はないと思っています。ちなみに、第2次検査は事前に薬を飲んで全員大丈夫でした。

【委員】

区は人の出入りも多いし、今後子どもが増える傾向にあるようですからなおさらですね。

【説明者】

はい。

それから、大きなマンションができていますので、ファミリー世帯の転入が今後も見込まれています。

【委員】

結核はどうなのでしょう。

【説明者】

結核は増えました。これは、昨年度の頭に、検査対象がそれまでの「文部科学省の定める高まん延国から引っ越してきて入学した子」に加え「それに準ずる国と地域から引っ越してきて入学した子」に拡大されたことによります。その中に、日本との交流やつながりの深い地域が

新たに定められましたので、結核検診の対象者が平成25年度、大幅に増えた次第です。

【部会長】

先ほどの事業でも出ましたが、子どもの貧困率が高まっている状況があります。貧困が高まると当然病気も増えてくると思いますから、今後重要性は高まる事業だと思います。

それから、親、教育委員会、学校、養護教員との連携が非常に重要な事業です。例えば先ほど採血を嫌がる子どもが多いというお話がありましたが、当然ですよ。子どもが理解するというのは非常に難しいですから、大切なのは親の姿勢になります。親が「ちゃんとやらなきゃいけないんだよ。痛くても頑張ろうね」と呼び掛けていかないと、子どもは逃げ回りますよね。

その辺も含め、親の理解、養護教員、担任がしっかりと指導をしないと、生活習慣というのは変わらないでしょう。これは良い試みだと思いますし、今後もいろいろな健康不安が出てくるでしょうから、鋭意充実してほしいと思います。

それから、異常があった場合にうまく医療につなげられるよう頑張してほしいと思います。ほかにはよろしいでしょうか。

では学校運営課へのヒアリングは以上となります。

どうもありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

次に教育支援課の所管する事業についてヒアリングを行います。

教育支援課長よろしくお願いします。

【説明者】

よろしくお願いします。

<趣旨説明・委員紹介・説明者紹介>

では、事業の説明からお願いします。

【説明者】

経常事業120「教育センターの運営」及び経常事業131「女神湖高原学園の管理運営」について、一括してご説明してよろしいでしょうか。

<異議なし>

では改めましてよろしくお願いします。

まず120「教育センターの運営」についてご説明します。

初めに、本事業の区政における位置付けについてご説明します。

まちづくりの基本目標の一つに、Ⅱ「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」があります。その中の個別目標の一つに、3「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」があります。さらに、この個別目標を実現するための基本施策の一つに「②学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり」があり、本事業は、この基本施策の下

に位置付けられています。

本事業は、予算事業120-1「運営費（教育研究調査員報酬等）」、予算事業120-2「運営費（教育相談）」、予算事業120-3「運営費（科学教育）」、予算事業120-4「運営費（視聴覚教育）」、予算事業120-5「運営費（ことばの教室）」、予算事業120-6「運営費（つくし教室）」、予算事業120-7「運営費（サイエンス・プログラムの推進）」、予算事業120-8「運営費（新宿子どもほっとラインの運営）」、予算事業120-9「設備整備」及び予算事業120-10「一般管理費」の10個の予算事業で構成されています。

予算事業120-1「運営費（教育研究調査員報酬等）」は、教育研究調査員として非常勤職員を採用し、新宿区における教育の振興と充実を図るために必要な調査・研究や、小・中学校の経営に対する助言等を行うことで、教育の向上を図るものです。

予算事業120-2「運営費（教育相談）」は、区内の幼児、児童・生徒及びその保護者を対象として、子どもの性格、行動、心身の健康、知能、学力等の問題や悩み事に、面接又は電話での相談により応じる事業です。また、小・中学校全校に、教育相談の支援としてスクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒又は保護者へのカウンセリング等を行っています。

予算事業120-3「運営費（科学教育）」は、プラネタリウムを使用し、区立学校の幼児、児童・生徒への天体学習としての投影（以下「学習投影」という。）及び一般公開日を設け、区民等にプラネタリウム番組を投影（以下「一般投影」という。）を行っています。

予算事業120-4「運営費（視聴覚教育）」は、学校教育に必要なDVDなどの視聴覚講座の購入、整理、保管及び貸出しを行う事業です。

予算事業120-5「運営費（ことばの教室）」は、聴覚及び言語に障害のある児童・生徒に対し、聴覚言語指導員による聴覚管理、言語訓練、日常生活の指導及び相談等を行うことで、障害の改善を目指す事業です。

予算事業120-6「運営費（つくし教室）」は、区立の小・中学校に在籍している不登校の児童・生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定を図るため、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善のための相談、適応指導等を行う事業です。

予算事業120-7「運営費（サイエンス・プログラムの推進）」は、区立小・中学校における理科教育の活性化と充実を目的として、児童・生徒の理科学習への興味・関心を高めるために、理科支援員や理科実験名人の派遣、新宿版サイエンス・パートナーシップ・プログラム、理科実験教室などを行う事業です。

予算事業120-8「運営費（新宿子どもほっとラインの運営）」は、いじめ等の問題の早期発見及び問題解決の支援をするために、センターの開設時間外や土日祝日に電話相談窓口を開設し、児童・生徒又は保護者からの相談を受け付ける事業です。

予算事業120-9「設備整備」は、教育センターの施設の維持管理のために、維持補修や設備更新を行う事業です。

予算事業120-10「一般管理費」は、施設の維持管理に要する経費を計上し、執行する事業です。

経常事業120の説明は以上です。

続いて、経常事業131「女神湖高原学園の管理運営」についてご説明します。

区の施策における位置付けについては経常事業120と同様です。

本事業は、区立の施設として現在持っている女神湖高原学園を管理運営している事業です。事業内容として一番大きいのは夏季施設です。約半分の小学校の5、6年生が社会学習として過ごします。また、中学校は1年生が移動教室、2年生がスキー教室等で利用しています。このような学習施設としての面と、一般区民の方を対象とした保養施設の面があります。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

女神湖高原学園の管理運営は指定管理者が行っているようですが、事業者はどちらですか。

【説明者】

株式会社フジランドです。

区では現在のところ、女神湖高原学園のほかに区民健康村の指定管理者となっています。

【部会長】

改善が必要との評価をいくつかされているようですが。

【説明者】

はい。管理運営にそれなりの金額がかかっていることに加え、施設自体も21年目になり、老朽化している部分もあるため、今後改善も検討する必要があると考えています。ただ、指定管理期間の2期目に入ったばかりでもありますので、今すぐにというわけではありません。

【委員】

「サービスの負担と担い手」に「区立学校の校外教育活動を行うことについて、受入れのできる民間施設が増えていることもあり」とありますが、これは女神湖の周辺で増えているということでしょうか。

【説明者】

女神湖の周辺というより、例えば野辺山など近辺にも目を向けてのものです。

【委員】

より良い施設があるということなののでしょうか。

【説明者】

より良いといいますか、値段相応のところも、それなりにあると認識しています。

【委員】

関連して「手段の妥当性」に「女神湖高原学園一施設のみでは学校の校外教育活動に対する需要に対応することができません。」とありますが、これは施設的な問題でしょうか。それとも内容的な問題でしょうか。

【説明者】

両面あります。

【委員】

例えば野外活動が不便だとか、そういうことをいっているのでしょうか。

【説明者】

いいえ。施設の規模がそれほど大きいわけではないこと、内容的に新しいものが展開できるわけではなく固定化されていることなどです。そのため、違う視点から見れば、新しいものに取り組んでいける機会も増えるのではないかと考えました。

【委員】

指定管理者からもこのような意見が出ているのでしょうか。

【説明者】

いいえ。指定管理者からは特にありません。

【委員】

区の保養所施設は減少傾向にあることを踏まえると、区全体で新宿区の郊外施設の根本的なあり方を検討する必要があるように思います。例えば女神湖高原学園は移動時間が長く、決して校外学習を行うために立地が良いわけではありませんよね。だから、例えば二泊三日だと、実際に校外学習ができるのは一日程度になってしまう。そういう根本的な問題があるのでは。

【説明者】

おっしゃるとおり、交通の便を考えると立地の問題はあります。

ただ、開設時点では事業目的を達成するために必要な施設であったことは間違いありません。

【委員】

「効果的・効率的な視点」を「要改善」としたことには、そのような趣旨もあると思います。特に教育目的を効果的・効率的に行うためには、距離というのは重点な視点でしょう。

【説明者】

そうですね。方向性を定めてそれに向けて検討していかななくてはいけないと思います。ただ、現在は指定期間や土地の賃貸借契約がまだ残っていますので、そういったことも併せて検討する必要があります。

【委員】

そうですね。

【委員】

教育センターについては、昨年度第2部会で視察に伺いました。その際にいただいた資料がかなり分かりやすかったのですが、これは広く区民に配布しているのでしょうか。

【説明者】

学校や教育施設にご相談に来た方にお渡ししているので、広く配布はしていませんが、多少余裕のある分は施設でお配りしています。

【委員】

「教育研究調査員」というのは具体的に何を研究しているのでしょうか。また、平成25年から配置が一人になっているようなのですが、一人で研究を行っているのでしょうか。

【説明者】

一人で特定のテーマについてのみ研究するのではなく、現在学校や区の中で教育に関し課題になっていることの下調べをしたり、解決に向けた下支えをしたりするものです。これまでの知見や研究をいかして資料作成などを行います。人数については研究課題と併せて精査を行った結果です。例えば平成23年度にいた教育情報推進員は、区立学校のICT化に関するトラブル等を担っていました。

【委員】

プラネタリウムについて、学習投影については学年に応じてプログラムがあって有効活用されていると思いますが、一般投影については稼働率が良いとはいえないのではありませんか。定員は何人なのでしょう。

【説明者】

150人です。

【委員】

150人の定員でに対し、入場者は平均して25人程度となると、本当に必要なのかなと感じてしまいます。夏季の投影については投影の費用だけでなく空調等の費用もかかるわけで、その辺りはどのようにお考えなのでしょう。

【説明者】

おっしゃるとおり数の面では厳しいところがありますが、一方でせっかくの施設を利用しない手もないと考えています。ただ、機械も20年近くたって部品が製造されなくなっていることもあり、壊れてしまえば廃棄も含めて検討しなければなりません。現在は今ある機械を大切にしながら、できるだけ多くの区民の方にご覧いただければと考えています。

【委員】

20年間プログラムが変わらなければお客様は増えないでしょうけど、変えようと思えばそれ以上にお金がかかってしまうジレンマがありそうですね。

【説明者】

はい。

当課としても、中央図書館とも連携しながら、コンサートを開いたり、映画を上映したり、できるだけ活用できるよう工夫しているところです。

【委員】

つくし学級について、不登校になった子どもたちにとって大事な場所だと思います。特に、不登校がきっかけで引きこもりになる子どもたちが増えていることを踏まえると、不登校を長引かせないことがとても大事なので、その第一歩となるこの場所は本当に重要です。その一歩を踏み出してもらうためには、まずこの場所を知ってもらうことだと思いますが、周知への取組はどのように行っていますか。

【説明者】

第一には状況を初めに把握できる学校を通じての形になります。ホームページ等による周知

も行っていますが、やはり通っている学校の体制が大事な部分です。また、区では小・中・特別支援学校において、児童・生徒の友人関係や日頃の教員の指導のあり方を見直す機会として「ふれあい月間」を設け、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。

ご指摘のとおり、学校に全く来なくなってからでは、かなり対応の厳しい部分がありますので、そうなる前に働き掛けられるよう努めています。今年度から、そういった問題があった際の連絡先として「学校問題支援室」という機関を新たに作りました。このように、不登校やいじめの問題には、現在区を挙げて対応しています。

不登校となる原因やきっかけ、事情は様々です。家庭の事情による場合もありますし、ご本人の希望による場合もあります。そういった中で、いかに状況を好転し、つくし教室に来る日又は登校する日を増やしていくことができるのかななどを、一人ひとりの状況に応じて考えながら活動しています。

【委員】

教育センターに対し区民が最も期待しているのは公教育の充実だと思います。保護者の視点からいえば、学力をどのように向上させるのかということです。すばらしい施設に専門の職員を配置しているのですから、どのような課題を持ってどのような成果を出しているのかは非常に興味のあるところです。ところが、内部評価の「改革・改善」を見ると「年度によって、非常勤教員の配置人数に変動があり、事業を安定して継続することが課題となっています。」とあります。現役の区職員もいるのですから、新宿区の公教育に関する将来的な展望などを課題にして、もっと調査研究はできないものでしょうか、区民でも分かるような課題とそれに対する成果を示していただける機会はないものだろうかと思います。これは意見です。

教育センターと子ども総合センターのすみ分けや連携はどのようになっているのでしょうか。

【説明者】

教育センターは、どちらかという区立幼稚園に始まって小学校・中学校までの学齢期が守備範囲になります。一方の子ども総合センターは発達支援、発達相談など学齢期前、就学前のお子さんも対象にしています。また、就学相談等は教育センターで行っていますが、それに当たって、就学相談に入る前から子ども総合センターで相談を受けていたお子さんについて、必要のある場合には、保護者が同じような説明を何度もすることのないよう、できる範囲で情報共有を行っています。一方で、個人情報をやり取りすることになりますから、保護者にはよくご説明をして、ご理解を得た上で行うようにしています。

【委員】

スクールソーシャルワーカーは教育センターに配属されているのでしょうか。

【説明者】

スクールソーシャルワーカーについては、学校問題支援室の一員となっています。具体的には本庁舎の4階、教育指導課と一緒にいる形になります。ただ、今まで行ってきた訪問による相談や関係づくりは今までどおりやっています。

【委員】

教育相談について、面接相談の活動実績が毎年度3,000回を超えています。対象数が250件程度ですから、単純計算で1件について12回程度対応していることになります。平成23年度から平成25年度までの推移を見る限り、活動実績、対象数共に同水準で推移しているようですから、今後もこれが増えることのないように対応をお願いしたいと思います。

いじめ、虐待に関しては、学校のほかにどのような機関と連携をとっているのでしょうか。

【説明者】

現在は子ども総合センターが最も多くなっています。そのほかには児童相談所、東京都の教育センター等とも連携しています。庁内では学校問題支援室に情報を集約し、連携をとっています。不登校の数は年々減ってきてはいますので、今年度以降もそのような形で積み上げていければと思っています。

教育相談の件数については、新規の方が増えているわけではなく、継続して相談に来ている方が多いのが現状です。なかなか出口が見当たらない方もいますので、今後も丁寧な対応を心がけていきたいと思っています。

【委員】

深刻な相談も多いと思います。教育センターだけでは対応し切れない場面も多く出てくと思うので、各機関との更なる連携と、その成果として相談数が減少することに期待します。

つくし教室については、最終的には学校への復帰に向けた支援を行うものかと思います。いつでも教室にいることはできなくとも、学校に行くことができるだけでも子どもにとって意味のあることだと思うのですが、実績としてどの程度の割合で復帰ができているのでしょうか。

【説明者】

ご指摘のとおり、学校のどこかにいることができれば少しは違うとも思いますが、現実としては、校長先生のところに行って帰ってくる方もいるのが現状です。また、つくし教室に来ている方たちについては、そこまでもなかなか厳しい、学校に足が向かないというより学校に入れない方がほとんどです。そのような方を学校にいた方が良いからといって、学校にいさせるようにするのはなかなか厳しいのではないかと考えています。親御さんとも相談の上で、ほかの学校に行くことなども含め総合的に判断していく必要があると思います。ただ、ご本人も学校に行かなければと考えていないわけではなく、例えば試験前になると学校に行く気になる方もいます。そういう機会をうまく捉えていくことも大切です。あまり無理をさせず、状態を悪化させることのないよう、一方で学校に戻ることもできるよう、両方をにらみながら考えていかなければいけないと思っています。

【委員】

つくし教室に定員はあるのでしょうか。

【説明者】

物理的に教室に入れるのは10人程度が最大ですが、定員というのは特に設けていません。

つくし教室には現在20人程度が通っていますが、全員が毎日来るわけではなく、時間帯によって来たり来られなかったりする方もいるので、現在のところ満員にはなっていません。

なお、予算事業シートの対象数が入室者数になりますが、これは年度末の数になります。つくし教室の考え方として、中学校までの在学期間中は、3月末現在で一旦学校に帰すようにしています。一旦学校に帰して、必要であれば4月からまた新たに手続をしていただきます。一旦区切りが付くこのタイミングで学校へ行く方も中にはいます。ただ、引き続いてくる方や戻ってくる方もいるので、入室者は年度当初から年度末にかけて少しずつ増える傾向にあります。とはいえ、引き続き通っている方たちの中にも、最初につくし教室にも週に1回ぐらいしか来なかったのが、週2回、週3回と増えて、次には学校に週1回行って、つくし教室に週2日行くようになるなど、好転している方はいます。また、つくし教室を気に入って毎日のように来る方もいますので、一定の成果は出ているものと考えています。

【委員】

新宿区内でスクールカウンセラーは何人ぐらいいるのでしょうか。

【説明者】

区費で雇っているスクールカウンセラーは18人です。

【委員】

18人の方が週に2日ずついろいろな学校を回っているのでしょうか。

【説明者】

そうです。原則として小学校と中学校に週2日行っているのですが、小学校の小規模校には18人では週2日で回れないため、6校については週1日となっています。また、都のスクールカウンセラーが、全校を年間延べ35回回っています。

【委員】

18人で年間27,000に上る相談を受けているのでしょうか。

【説明者】

はい。といいますのも、スクールカウンセラーのいる教育相談室は原則として開かれた場所ですから、話し相手として来るお子さんもいます。そのようなことも含めてこの件数となっています。

【委員】

実際にはどの程度の子どもが来ているのでしょうか。

【説明者】

回数制限などがあるわけではなく、気軽に来ることができるようにしていますので、実数については把握しておりません。

【委員】

感覚的に多いのか少ないのかが分からないもので。

【説明者】

スクールカウンセラーの利用が高いかといえば、そうでもないようです。制度自体を知らない方もまだ多くいるものと思います。

【委員】

保護者もカウンセリングの対象になっているのでしょうか。

【説明者】

はい。

【委員】

教職員も。

【説明者】

教職員もお子さんとの関わり方などについて相談することができます。

【委員】

不登校の問題などがあれば、まずはスクールカウンセラーに相談するという形なのでしょうか。

【説明者】

入口としては学校のスクールカウンセラーが良いと思います。対応する中で、必要であればつくし教室や教育センターに案内したり、スクールカウンセラーとの信頼関係ができればその場で対応したりと様々な対応ができます。

ただ、お子さんから相談を受けることができるのは、基本的に中休み、昼休みなどの休み時間ですから、お話を聞くことのできる時間が限られてしまっているところはあると思います。

【委員】

保護者の方が予約をして、授業時間中に相談をすることも可能なのでしょうか。

【説明者】

はい。

【委員】

恐らく、保護者にとっては話を聞いてほしいというのがまずあると思いますので、十分な時間を取って対応できる場にはなっているという理解で良いのでしょうか。

【説明者】

はい。

【委員】

スクールカウンセラーがいつ来るのかは、保護者には伝えているのでしょうか。

【説明者】

小学校では学校を通して保護者向けに相談室だよりを配布しています。中学校では、直通電話がありますので、そのご案内などを行っています。

【委員】

教育センターがコーディネートするということも可能なのでしょうか。

【説明者】

そうですね。保護者の方が学校よりも教育センターの教育相談室ご希望されたこともあります。学校と保護者との関係によってはいろいろあります。

【委員】

そうですね。

【委員】

保護者の心というのはとても大事だと思います。お子さんが不登校になり始めのころの親がどのようにそれを受けとめるのか。とても複雑でしょうから、きっちり受けとめてくれる場所が身近にあることをしっかり伝えて、まずは来てもらう必要があるのではないのでしょうか。

【説明者】

そうですね。やはりお話をさせていただくことが最終的には一番大事なことだと思います。どこにも話す相手がいないと、本当に何も分からないまま時だけが過ぎてしまいます。深刻化する前に、どんな形でも良いので教育相談室に声を掛けていただきたいし、周囲にそういった方がいればつなげてほしいと思います。

【委員】

そうですね。自分から言えない人がたくさんいると思います。

【部会長】

事業の目標・指標の数値はどのように設定したのでしょうか。

【説明者】

現状に対しての期待値です。

【委員】

メンタルフレンドというのはどのような方なのでしょうか。

【説明者】

つくし教室にも通うことのできない方に対し、つくし教室の相談員が戸別訪問をするものです。極端に言えば、どこにも顔を出していない方の相談相手です。ただ、相談員も昼間は授業があつたり、保護者やご家族の都合が付かなかつたりしてなかなか実績が上がっていないのが現状です。

【委員】

つくし教室に通うと、学校に出席したことになるのでしょうか。

【説明者】

そうです。

【部会長】

ほかはよろしいですか。

では、教育支援課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

本日のヒアリングは以上となります。

次回も引き続き経常事業のヒアリングを行いますのでよろしくお願いします。

では閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>